様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日2025年4月25日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　かぶしきがいしゃふぉーばるてれこむ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社フォーバルテレコム  （ふりがな） ゆき たつや  （法人の場合）代表者の氏名　行 辰哉  住所　〒108-0075  東京都港区港南一丁目８番２３号  法人番号　8010001077624  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | フォーバルテレコムコーポレートサイト  「DXへの取り組み」にて公表  <https://www.forvaltel.co.jp/aboutus/dx.html>  「市場認識」「当社の経営指針」に記載 | | 記載内容抜粋 | **市場認識**  新たなデジタル技術を活用してこれまでにないビジネス・モデルを展開する新規参入者が登場してくる中で、全ての企業が競争力維持・強化のためにDXを迅速に進めて行くことが求められている。（「DXレポート ～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」より抜粋・編集）  このDX化の波は、中小法人のお客様にも例外なく押し寄せ、その対応の良否が企業の存続の根本にかかわるものと考えます。  我が国では中小法人が就労者全体の7割を占めており、「中小法人のDX化推進」は、少子高齢化社会・日本の健全な経済基盤の維持・発展のために必須であると言えます。  加えて、働き方改革の進展により、「いつでもどこでも働ける」ために、個人の通信環境の品質の維持が、企業サイドのDX化推進を支える重要な基盤という意味合いを強めています。  **当社の経営指針**  人員面を含めたIT投資を積極的に継続し、自社システムのレガシー化を徹底的に回避し続けると共に、オフィスでも自宅でも支障なく働ける自社の通信インフラを構築・運営していきます。  加えて、社内業務のデジタル化を徹底して社員の時間生産性を高めていきます。  そうして蓄積したITノウハウを積極的に社外に提供することで、お客様のレガシーシステム化防止に貢献すると共に働き方改革の進展・生産性の向上を促して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役が策定し、取締役会の承認を得て決定されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | フォーバルテレコムコーポレートサイト  「DXへの取り組み」にて公表  <https://www.forvaltel.co.jp/aboutus/dx.html>  「当社のDX推進戦略」に記載 | | 記載内容抜粋 | **当社のDX推進戦略**  **お客様に対して①：CollaboOne事業の推進**  中小企業における顧客管理・販売管理・請求回収などに関する統合プラットフォームをサブスクリプションモデルで提供。  新規事業の立ち上げ迅速化＋初期投資縮小、デジタルデータで統合されたプラットフォームによる迅速な実績集計＆データ分析。  **お客様に対して②：どこでもホン（iPhone＋FMC）事業の推進**  中小企業におけるリモートワーク環境整備とスマートデバイス利活用を促進するため、iOS上で動くFMCアプリとハードウエアを提供。  **社内に対して：IT技術の活用深化による社員一人一人の時間価値の抜本的向上**  RPAから始まるルーティン業務の最小化→「考える業務」への時間投入。  業務のデジタル化徹底によるリードタイムの短縮→業務キャパシティ拡大。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役が策定し、取締役会の承認を得て決定されている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | フォーバルテレコムコーポレートサイト  「DXへの取り組み」にて公表  <https://www.forvaltel.co.jp/aboutus/dx.html>  「DXの推進体制・指標」に記載 | | 記載内容抜粋 | **DXの推進体制・指標**  当社のDXを推進していくために、「デジタル推進プロジェクト」をより上位の組織単位「デジタルソリューション室※」に改編し、DX人材育成計画を策定し、DX人材の育成・確保を進めております。  ※「デジタルソリューション室」はDXの技術面の専門性をより高めるため、2025年4月1日付で「デジタルソリューション担当グループ」として、開発本部の直轄に編入いたしました。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | フォーバルテレコムコーポレートサイト  「DXへの取り組み」にて公表  <https://www.forvaltel.co.jp/aboutus/dx.html>  「DXの推進体制・指標」に記載 | | 記載内容抜粋 | また、社内に対する改革として、業務効率化を推進するため、IT最大活用を掲げ業務改善を進めるとともに、「DX化に必要なインフラを整備し、サービスを創造する」ことをテーマにインフラの整備と、サービスの創造に積極的に取り組み、お客様に対する新たな付加価値サービスを提供して参ります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | フォーバルテレコムコーポレートサイト  「DXへの取り組み」にて公表  <https://www.forvaltel.co.jp/aboutus/dx.html>  「DXの推進体制・指標」に記載 | | 記載内容抜粋 | **指標**  ・CollaboOneの連携サービスの拡充、シェアの拡大  ・どこでもホンの機能向上、売上拡大  ・RPA対応業務の拡大、ペーパーレス実施率の向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年4月1日 | | 発信方法 | フォーバルテレコムコーポレートサイト  「DXへの取り組み」にて公表  <https://www.forvaltel.co.jp/aboutus/dx.html>  「代表取締役社長メッセージ」に記載 | | 発信内容 | **代表取締役社長メッセージ**  「目指すべき未来社会」として政府が提唱する「Society5.0」は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させていく社会と定義されています。当社は、その実現のために、超高速通信インフラを利活用したサービスを開発してお客様へ提供していきます。  また、我が国では中小法人が就労者全体の7割を占めており、「中小法人のDX化推進」は、少子高齢化社会・日本の健全な経済基盤の維持・発展のために必須であると言えます。当社は、『業務基盤プロバイダー』として、中小企業のDX化推進に寄与し、良質な継続収益機会を供給していきたいと考えております。  「どこでもホン事業」では、中小企業における高速データ通信の普及とスマートデバイス利活用を促進するため、iOS上で動くFMCアプリと光ファイバー回線とモバイル回線を結合するハードウエアを提供していきます。  「CollaboOne事業」では、これまで構築してきた顧客管理・販売管理・請求回収などのコアな機能に加えて、様々な業種ごとに固有に求められる追加機能を棚卸してシステムに組み込むよう取り組んでおります。これにより、お客様は大きな初期投資を負担することなく業務のデジタル化が可能となります。  「社内のIT技術の活用深化」も進めて参ります。RPAの業務活用により、業務のスリム化、生産性の向上に成果が見られました。対応業務を拡大し、これまで取り組んできた業務領域を更に広げて全社的な範囲での活用を進めていきます。  来るべき新しい社会の実現に向けて微力ながらも貢献して参りたいと考えております。引き続きのご支援の程、心よりお願い申し上げます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年4月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己分析を実施、本申請書に添付いたしました。  **添付ファイル名**  ②添付資料：DX推進指標自己診断フォーマット.xlsx |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年9月頃～2025年3月頃 | | 実施内容 | 「決算財務報告に係る内部統制」の内部監査を実施し、IT全般統制に関して評価しています。その「内部統制内部監査報告書」を本申請書に添付いたしました。  **添付ファイル名**  ③添付資料：内部統制内部監査報告書.pdf  また、サイバーセキュリティおよびセキュリティ全般において、主に社内システムの安全確保と不正利用の防止・監視を目的とし、システム的・組織的に施策を適用しております。  なお、当施策は情報セキュリティの社内統括部門であるシステム開発部インフラグループが主管となり実施しており、監査領域のサイクルは、フォーカスされるセキュリティ分野により適切と判断された頻度で実行しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。